

十人十色

じゅうにん
といろ

子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち



2月8日に行われた3歳児健診で、むし歯のなかったお友だちです。

問/ 福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線508)



子育て INFO

子どもの貧困について

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。国の調査では、学校の1クラスを35人とすると、そのうち5人ほどが貧困状態にあるといえる結果となっています。加えてこの数年はコロナ禍や物価高騰の影響が長引き、さらなる影響も危惧されています。

本市では「串間市子どもの未来応援計画」を策定しており、関係課で協力して子どもの貧困対策に取り組んでいます。

お問い合わせは下記の連絡先にご相談ください。

- ・子育てに関すること 福祉事務所 ☎72-1123
- ・教育支援に関すること 学校政策課 ☎55-1119
- ・生活困窮に関すること 串間市社会福祉協議会 ☎72-6943

「子ども予防接種」

●9価HPV(子宮頸がん)ワクチンが定期接種になりました

これまで2・4価ワクチンのみ定期接種の対象でしたが、4月1日より9価ワクチンも定期接種の対象となり、自己負担なしで接種ができるようになりました。9価HPVワクチンは、子宮頸がんの発生に関連するHPVのうち、現在定期接種で使用されている2・4価HPVワクチンよりも多くの、9種類の遺伝子型を標的としており、子宮頸がんおよびその前がん病変の罹患率の減少、子宮頸がんの死亡率の減少が期待されます。なお、キャッチアップ接種対象者(平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女子)も9価ワクチンが接種可能です。まだ3回接種がお済みでない対象者には個別通知を4月に降郵いたします。

●4種混合ワクチンの接種時期変更について

現在4種混合ワクチンについては生後3カ月から接種可能でしたが、4月1日より2カ月から接種可能になります。生後2カ月までに予防接種についてのお知らせをしておりますので、ご確認をよろしくをお願いします。

●他のワクチンについて

MRワクチン、おたふくかぜワクチン、日本脳炎ワクチンなど未接種の方へ随時、接種勧奨の通知をお送りしていきます。他のワクチンについても適正年齢での早期接種が効果的ですので、お忘れないうちに計画的に接種を進めていきましょう。

ハッピー スマイル



畑山 琉維くん
(令和4年4月22日生)

畑山 浩太・りなさんの次男(福島地区)

活発で笑った顔がかわいい琉維くん。お兄ちゃんとお姉ちゃんが大好きで、後ろを追いかけて一緒に遊んでいます。最近よくテレビなどから流れる音に合わせて手をたたいてリズムを取ったりもしていて、元気いっぱいです。これからも元気に兄弟仲良く育ててね。

すくすくのびのび

子育て支援情報

お子さんがいる家庭の転入 転出時の手続きについて (福祉関係)

お子さんがいるご家庭については、転入転出時に次の手続きが必要となります。必要なものをご確認の上、手続きをお願いします。家庭の状況により手続き内容が異なりますので、詳細については各問い合せ先にご確認をお願いします。

手続き内容	必要なもの	問い合わせ先
①保育所、認定こども園の利用	教育・保育給付認定申請書、就労証明書、マイナンバーカードなど ※利用を希望する月の前の月15日までに手続きをお願いします。	子ども政策係 (内線506、507)
②児童手当の申請	マイナンバーカード、転入前の市町村からの連絡票、請求者名義の通帳など ※転出予定日の翌日から15日以内に手続きをお願いします。 ※受給者が公務員の場合は、勤務先で手続きをお願いします。	
③児童扶養手当の申請	○転入前の市町村で児童扶養手当を受給していた方 通帳、児童扶養手当証書、転入前の市町村からの連絡票 ○新たに児童扶養手当を申請する方 確認事項などがありますので、ご相談ください。	
④子ども医療費助成の申請	子どもの健康保険証、保護者名義の通帳、マイナンバーカードなど ※対象は中学生以下です。	
⑤母子および父子家庭等医療費助成の申請	対象者の健康保険証、請求者名義の通帳、マイナンバーカードなど	
⑥妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種などの利用	母子健康手帳	子育て支援係 (内線505、508)
⑦特別児童扶養手当の住所変更	転入前の都道府県で交付された証書、受給者の世帯全員が記載されている住民票	自立支援係 (内線503、504)
⑧障害児福祉手当の住所変更	受給者の世帯全員が記載されている住民票 ※変更後14日以内に手続きをお願いします。	
⑨身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの転入手続き	現在お持ちの手帳 ※精神障害者保健福祉手帳のみ写真(4×3センチ)	
⑩自立支援医療(精神通院医療)の申請	転入前の都道府県で取得していた受給者証の原本または写し、健康保険証、所得・課税証明書	

手続き内容	必要なもの	問い合わせ先
⑪保育所、認定こども園の退所		子ども政策係 (内線506、507)
⑫児童手当の受給資格喪失		
⑬児童扶養手当の住所変更など		
⑭子ども医療費の受給資格証返納	子ども医療費受給資格証	
⑮母子および父子家庭等医療費の受給資格喪失	母子および父子家庭等医療費受給資格証	

手続き内容	必要なもの	問い合わせ先
⑯児童手当の住所変更		子ども政策係 (内線506、507)
⑰児童扶養手当の住所変更	児童扶養手当証書	
⑱子ども医療費の住所変更	子ども医療費受給資格証 ※旧住所の資格証は利用できません。	
⑲母子および父子家庭等医療費の住所変更	母子および父子家庭等医療費受給資格証 ※旧住所の資格証は利用できません。	

●手続き窓口=市総合保健福祉センター内福祉事務所(市民病院となり) ●問い合わせ先=☎72-1123